

## はままつ Well-Being アワード実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の幸福感向上に貢献する企業や団体の取組やサービスを表彰する「はままつ Well-Being アワード」について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) Well-Being

身体的・精神的・社会的に良好であり、幸福を実感している状態であること。

(2) 地域幸福度 (Well-Being) 指標

主観指標及び客観指標を用いて、市民の「暮らしやすさ」と「幸福感」を数値化及び可視化したもの。以下、「Well-Being 指標」という。

(表彰)

第3条 本要綱第1条で規定する表彰は次の各号に定めるところによる。

(1) はままつ Well-Being デザイン賞

市民の幸福感向上に良い影響をもたらすことが期待される取組やサービスのうち優れたもの。

(2) はままつ Well-Being インパクト賞

市民の幸福感がどの程度向上するか、Well-Being 指標や企業・団体独自の指標（アンケート等）を用いて測定されており、地域の幸福感向上への波及効果が認められる取組やサービスのうち優れたもの。

2 市長は、第6条の選考結果に基づき、表彰する取組やサービスを決定する。

3 表彰の方法は、表彰状を授与して行う。

4 第1項で規定する表彰は、同一年度につき、第1号については4件、第2号については2件までとする。但し、第6条の選考により該当者がいないと判断された場合はこの限りではない。

5 市長は、第2項で決定した表彰の対象となる取組やサービスの実施主体が次の各号に該当した場合は、その決定を取り消すものとする。

(1) 第4条に規定する要件を満たしていないことが判明した場合

(2) 本表彰制度にふさわしくない著しく不当な行為を行った場合

(要件)

第4条 表彰の対象となる取組やサービスは、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 第3項に規定する応募資格者が自ら実施しており、市民を対象に含む取組やサービスであること。

- (2) 募集開始日時点で前条第1項第1号については1年以上、同条第1項第2号については2年以上継続している取組やサービスであること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは表彰の対象から除くものとする。
- (1) 過去に本表彰の受賞歴のある取組やサービス（過去に前条第1項第1号の受賞歴のある取組やサービスについて、同条第1項第2号に応募する場合を除く）
- (2) 市が主催又は共催している取組やサービス
- (3) 国又は地方公共団体の委託事業
- (4) 政治、宗教又は選挙活動を目的とする取組やサービス
- (5) 公序良俗に反するおそれがあると認められる取組やサービス
- 3 本表彰制度の応募資格者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。
- (1) 企業又は団体であること。
- (2) 過去5年間に、法令等に違反し、処分等を受けたことがないこと。
- (3) 浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号）に規定する暴力団、暴力団員等若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者又はこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体でないこと。

（募集）

第5条 市長は、表彰の候補となる取組やサービスを募集する。

- 2 応募者は、別に定める応募要領に従い、応募申込書を市長に提出するものとする。
- 3 応募者が同一年度に応募できる取組やサービスの数は1点までとする。

（選考）

第6条 市長は、応募のあった取組やサービスから表彰対象を選考する。

- 2 選考は、別に定める選考基準に基づき行う。
- 3 市長は、第1項の選考にあたり、専門的知識や経験、特定分野の視点を有する者から個別に意見を聴取するものとする。
- 4 市長は、第1項の選考に必要があるときは、応募者等から聞き取りを行うことができる。
- 5 市長は、第1項の選考に必要があるときは、応募者に対し、追加資料の提出を求めることができる。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、はままつ Well-Being アワードの実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。